（審判手続開始決定記録の記録事項等）

第十四条　審判手続開始決定記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

［一～五　略］

２　審判手続開始決定記録を送達する場合には、次に掲げる事項を記録した電磁的記録を添付するものとする。

一　被審人又はその代理人が最初の審判手続の期日に出頭すべき旨

二　［略］

（審判手続の期日の指定及び変更並びに期日の呼出し）

第二十条　第二回以後の審判手続の期日の指定及び変更は、審判長（法第百八十条第一項ただし書の場合にあっては、審判官。第二十二条第二項及び第四項、第三十条第六項及び第七項、第三十四条第二項、第四十二条第六項並びに第四十八条を除き、以下この節及び次節において同じ。）が行う。

２　［略］

３　第一項の審判手続の期日の呼出しは、ファイルに記録された電子呼出状（審判手続の事務を行う職員が、審判長が指定した期日に出頭すべき旨を告知するために出頭すべき者において出頭すべき日時及び場所を記録して作成した電磁的記録をいう。第三十八条及び第五十八条において同じ。）の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

（審判手続に係る電子調書の形式的記録事項等）

第二十五条　審判手続の事務を行う職員は、審判手続の期日ごとに電子調書を作成し、これに次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～七　略］

２　審判手続の事務を行う職員は、前項の規定により電子調書を作成するときは、当該電子調書が当該審判手続の事務を行う職員の作成に係るものであることを示すために必要な措置を講じなければならない。

（審判手続に係る電子調書の実質的記録事項）

第二十六条　審判手続に係る電子調書には、主張、証拠の申出及び証拠調べの要領を記録し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

［一～三　略］

四　審判長が記録を命じた事項及び指定職員又は被審人若しくはその代理人の請求により記録を許した事項

（他の電磁的記録の引用）

第二十七条　審判手続に係る電子調書には、他の電磁的記録を引用し、これをファイルに記録して電子調書の一部とすることができる。

（準備手続）

第三十条　［略］

［２・３　略］

４　審判官は、最初の審判手続の期日前に、被審人又はその代理人の申立てにより、当該被審人又はその代理人に第十四条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する資料の全部又は一部の閲覧又は謄写若しくは複写をさせることを指定職員に求めることができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

（審判手続開始の決定）

第十四条　法第百七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審判手続開始決定書」という。）により行うものとする。

［一～五　同上］

２　審判手続開始決定書の謄本を送達する場合には、次に掲げる事項を記載した通知書を添付するものとする。

一　被審人又はその代理人が審判手続の期日に出頭すべき旨

二　［同上］

（審判手続の期日の指定及び変更並びに期日の呼出し）

第二十　第二回以後の審判手続の期日は、審判長が指定する。

２　［同上］

３　第一項の審判手続の期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

（審判手続調書の形式的記載事項）

第二十五条　審判手続の事務を行う職員は、審判手続の期日ごとに調書を作成しなければならない。調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～七　同上］

２　前項の調書には、審判手続の事務を行う職員が記名しなければならない。

（審判手続調書の実質的記載事項）

第二十六条　審判手続の調書には、主張、証拠の申出及び証拠調べの要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

［一～三　同上］

四　審判長が記載を命じた事項及び指定職員又は被審人若しくはその代理人の請求により記載を許した事項

（調書への引用）

第二十七条　審判手続の調書には、書面、写真その他審判官が適当と認めるものを引用し、事件記録に添付して調書の一部とすることができる。

（準備手続）

第三十条　［同上］

［２・３　同上］

４　審判官は、最初の審判手続の期日前に、被審人又はその代理人の申立てにより、当該被審人又はその代理人に第十四条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する資料の全部又は一部の閲覧又は謄写をさせることを指定職員に求めることができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。